

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			
(令和36年3月31日まで有効)			

交 規 第 2 0 1 号
令 和 5 年 6 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会交通規制意思決定項目・交通規制台帳様式一覧表及び交通規制台帳の制定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）（以下「法」という。）の規定に基づく公安委員会の交通規制については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）等の政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、青森県公安委員会の意思決定により実施してきたものであるが、この度、青森県公安委員会交通規制意思決定項目・交通規制台帳様式一覧表（以下「一覧表」という。）及び交通規制台帳（以下「台帳」という。）を下記のとおり制定したので、各位にあっては遺漏のないようにされたい。

なお、一覧表及び台帳については、令和5年7月1日から運用することとする。

記

- 1 一覧表について
一覧表を別添1のとおり定めた。
- 2 台帳について
台帳を別添2（別表）のとおり定めた。

担当 交通規制課規制第一係

青森県公安委員会交通規制意思決定項目・交通規制台帳様式一覧表

- 第 1 道路交法第4条第1項の規定に基づく、通行の禁止その他の道路における交通の規制に係る意思決定項目及び台帳様式を、次のとおり定める。
- 1 車両〔道路交法第39条第1項の緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）を除く。〕の一方通行の区間を、別表第1のとおり定める。
 - 2 車両（緊急自動車を除く。）の最高速度の区間を、別表第2のとおり定める。
 - 3 車両が追越しのため道路右側部分にはみ出して通行することを禁止する区間を、別表第3のとおり定める。
 - 4 車両が一時停止しなければならない場所〔道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第6指示標示の停止線203（以下「停止線」という。）が設置されている場合は、同停止線を含む。〕を、別表第4のとおり定める。
 - 5 車両の駐車を禁止する区間を、別表第5のとおり定める。
 - 6 車両等（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者が警音器を鳴らさなければならない場所又は区間を、別表第6のとおり定める。
 - 7 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（大型等）を指定する区間を、別表第7のとおり定める。
 - 8 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（特定原付、自転車及び歩行者用道路）を指定する区間を、別表第8のとおり定める。
 - 9 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（歩行者用道路）を指定する区間を、別表第9のとおり定める。
 - 10 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（高さ制限）を指定する区間を、別表第10のとおり定める。
 - 11 車両（緊急自動車を除く。）の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第11のとおり定める。
 - 12 一方通行規制に関連して車両（緊急自動車を除く。）の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第12のとおり定める。
 - 13 大型等通行禁止規制に関連して車両（緊急自動車を除く。）の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第13のとおり定める。
 - 14 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（特定原付、自転車及び歩行者用道路）を指定する区間に関連して車両（緊急自動車を除く。）の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第14のとおり定める。
 - 15 車両（緊急自動車を除く。）の通行禁止（歩行者用道路）を指定する区間に関連して車両（緊急自動車を除く。）の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第15のとおり定める。

- 16 歩行者等が横断してはならない区間(横断歩道が設置されていない場所を除く。)を、別表第16のとおり定める。
- 17 車両(緊急自動車を除く。)の転回を禁止する区間を、別表第17のとおり定める。
- 18 車両(緊急自動車を除く。)の転回を禁止する場所を、別表第18のとおり定める。
- 19 車両通行帯を指定する区間を、別表第19のとおり定める。
- 20 路線バス等の専用通行帯の区間を、別表第20のとおり定める。
- 21 路線バス等の優先通行帯の区間を、別表第21のとおり定める。
- 22 車両(緊急自動車を除く。)の追越しを禁止する区間を、別表第22のとおり定める。
- 23 路側帯を指定する区間(駐停車禁止)を、別表第23のとおり定める。
- 24 路側帯を指定する区間(歩行者用)を、別表第24のとおり定める。
- 25 車両(緊急自動車を除く。)の停車及び駐車を禁止する区間を、別表第25のとおり定める。
- 26 特例特定原付及び普通自転車が歩道を通行できる区間を、別表第26のとおり定める。
- 27 特例特定原付及び普通自転車の歩道通行部分を指定する区間を、別表第27のとおり定める。
- 28 横断歩道の設置場所〔停止線が設置されている場合は、同停止線を含む、また、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第6指示標示横断歩道又は自転車横断帯有り210(以下「横断歩道又は自転車横断帯有り」という。)が設置されている場合は、同標示を含む。〕を、別表第28のとおり定める。
- 29 自転車横断帯の設置場所(停止線及び横断歩道又は自転車横断帯有りが設置されている場合は、両方を含む。)を、別表第29のとおり定める。
- 30 普通自転車の通行の用に供する通行帯の区間を、別表第30のとおり定める。
- 31 車両の駐車可の区間及び駐車方法の指定を、別表第31のとおり定める。
- 32 車両(大型車両を除く。)の時間制限駐車区間の指定を、別表第32のとおり定める。
- 33 車両の停車可の区間を、別表第33のとおり定める。
- 34 車両(緊急自動車を除く。)の踏切道における通行を禁止する場所を、別表第34のとおり定める。
- 35 車両(緊急自動車及び軽車両を除く。)が交差点で通行する方向に関する進行の区分の区間を、別表第35のとおり定める。

- 36 車両の進路変更を禁止する区間を、別表第36のとおり定める。
- 37 一般原動機付自転車の二段階右折を指定する区間を、別表第37のとおり定める。
- 38 一般原動機付自転車の小回り右折を指定する区間を、別表第38のとおり定める。
- 39 車両の駐車を禁止する区域(区域内の時間制限駐車区間若しくは時間を限定した駐車禁止場所の指定又は駐停車禁止の指定場所を除く。)を別表第39のとおり定める。
- 40 車両(緊急自動車を除く。)の最高速度の区域を、別表第40のとおり定める。
- 41 道路の中央以外の部分を道路の中央として指定(中央線の変移)する区間を、別表第41のとおり定める。
- 42 歩行者等の通行を禁止する区間を、別表第42のとおり定める。
- 43 歩行者等・軽車両等の通行を禁止する区間を、別表第43のとおり定める。
- 44 歩行者等・特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する区間を、別表第44のとおり定める。
- 45 斜め横断の横断歩道の設置を指定する場所を、別表第45のとおり定める。
- 46 車両の停止禁止部分を指定する場所を、別表第46のとおり定める。
- 47 車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両及び道路交通法第34条第5項本文の規定により二段階右折をする原付を除く。)の交差点における右左折の方法を指定する場所を、別表第47のとおり定める。
- 48 車両の通行を禁止する区域を、別表第48のとおり定める。
- 49 優先道路を指定する区間を、別表第49のとおり定める。
- 50 前方優先道路を指定する場所を、別表第50のとおり定める。
- 51 車両の進行方向を指定する区間(場所)を、別表第51のとおり定める。
- 52 車両の停止位置を指定する場所(一時停止・横断歩道・自転車横断帯・信号機設置場所を除く)を、別表第52のとおり定める。
- 53 高齢運転者等標章自動車駐車可を指定する区間を、別表第53のとおり定める。
- 54 車両の駐車可を指定する区間を、別表第54のとおり定める。
- 55 環状の交差点における右回り通行を定める場所を、別表第55のとおり定める。

- 第 2 道路交通法第4条第2項の規定に基づき、一定期間の道路における通行の禁止その他の道路における交通の規制に係る意思決定項目及び台帳様式を、次のとおり定める。
- 1 踏切道における車両の通行を禁止する場所を、別表第1のとおり定める。
 - 2 車両(緊急自動車を除く。)の一方通行の区間を、別表第2のとおり定める。
 - 3 車両(緊急自動車を除く。)の通行を禁止する区間を、別表第3のとおり定める。
 - 4 車両(緊急自動車を除く。)の指定方向外進行を禁止する場所を、別表第4のとおり定める。
 - 5 車両(緊急自動車を除く。)の最高速度の区間を、別表第5のとおり定める。
 - 6 車両の駐車を禁止する区間を、別表第6のとおり定める。
- 第 3 道路交通法第4条第1項の規定に基づき、高速自動車国道等における通行の禁止その他の道路における交通の規制に係る意思決定項目及び台帳様式を、次のとおり定める。
- 1 自動車(緊急自動車を除く。)の一方通行の区間を、別表第1のとおり定める。
 - 2 自動車(緊急自動車を除く。)の最高速度の区間を、別表第2のとおり定める。
 - 3 自動車(緊急自動車を除く。)が追越しのため道路右側部分にはみ出して通行することを禁止する区間を、別表第3のとおり定める。
 - 4 自動車(緊急自動車を除く。)が一時停止しなければならない場所(停止線を含む。)を、別表第4のとおり定める。
 - 5 自動車(緊急自動車を除く。)の指定方向外進行を禁止する場所(右折禁止)を、別表第5のとおり定める。
 - 6 自動車(緊急自動車を除く。)の指定方向外進行を禁止する場所(左折禁止)を、別表第6のとおり定める。
 - 7 自動車(緊急自動車を除く。)の指定方向外進行を禁止する場所(右左折禁止)を、別表第7のとおり定める。
 - 8 自動車(緊急自動車を除く。)の追越しを禁止する区間を、別表第8のとおり定める。
 - 9 自動車(緊急自動車を除く。)の通行禁止を指定する区間を、別表第9のとおり定める。
 - 10 自動車(緊急自動車を除く。)の立入禁止部分を指定する区間を、別表第10のとおり定める。
 - 11 自動車(緊急自動車を除く。)の進路変更の禁止を指定する区間を、別表第11のとおり定める。
 - 12 車両通行帯を指定する区間を、別表第12のとおり定める。

13 優先本線車道を指定する場所を、別表第13のとおり定める。

第 4 道路交通法第4条第1項の規定に基づく、交通信号機を設置する場所に係る意思決定項目及び台帳様式を、次のとおり定める。

- 1 点滅式及びトンネル用防災信号機(道路交通法第5条第2項に基づく信号機を含む。)の設置場所(停止線が設置されている場合は、同停止線を含む。)を、別表1のとおり定める。
- 2 押ボタン式信号機の設置場所(停止線が設置されている場合は、同停止線を含む。)を、別表2のとおり定める。
- 3 その他の信号機の設置場所(停止線が設置されている場合は、同停止線を含む。)を、別表3のとおり定める。

第 5 用語の意義

本台帳において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 車 両 …………… 道路交通法(以下「法」という。)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- 2 自 動 車 …………… 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- 3 貨 物 車 …………… 法第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車のうち専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。
- 4 二 輪 …………… 法第3条に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び法第2条第1項第10号イに規定する一般原動機付自転車をいう。
- 5 原 付 …………… 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 6 一 般 原 付 …………… 原動機付自転車のうち法第2条第1項第10号イに該当するものをいう。
- 7 特 定 原 付 …………… 原動機付自転車のうち法第2条第1項第10号ロに該当するものをいう。
- 8 特 例 特 定 原 付 …………… 法第17条の2第1項に規定する特定原動機付自転車をいう。
- 9 軽 車 両 …………… 法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。
- 10 自 転 車 …………… 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 11 普通自転車 …………… 法第63条の3に規定する普通自転車をいう。

- 12 歩行者 …………… 法第2条第3項に規定する者を含む歩行者をいう。
- 13 歩行者等 …………… 法第2条第3項に規定する者を含む歩行者及び法第2条第1項11号の5に規定する遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)をいう。
- 14 大型 …………… 法第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。
- 15 特定中型 …………… 法第3条に規定する中型自動車のうち乗車定員11人以上30人未満のもの、車両総重量8トン以上11トン未満のもの又は最大積載量5トン以上6.5トン未満のものをいう。
- 16 中型 …………… 法第3条に規定する中型自動車をいう。
- 17 準中型 …………… 法第3条に規定する準中型自動車をいう。
- 18 大貨 …………… 法第3条に規定する大型自動車のうち、専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。
- 19 特定中貨 …………… 法第3条に規定する中型自動車のうち、車両総重量8トン以上11トン未満のもの又は最大積載量5トン以上6.5トン未満のものをいう。
- 20 中貨 …………… 法第3条に規定する中型自動車のうち、車両総重量7.5トン以上8トン未満のもの又は最大積載量4.5トン以上5トン未満のものをいう。
- 21 準中貨 …………… 法第3条に規定する準中型自動車のうち、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のもの又は最大積載量2トン以上4.5トン未満のものをいう。
- 22 大特 …………… 法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 23 大貨等 …………… 上記の18大貨、19特定中貨、22大特をいう。
- 24 小特 …………… 法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
- 25 農耕用車 …………… 法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車のうち、専ら農耕作業用の構造の自動車をいう。
- 26 大型バス …………… 法第3条に規定する大型自動車のうち、専ら人を運搬する構造の自動車をいう。
- 27 マイクロバス …………… 法第3条に規定する中型自動車のうち、専ら人を運搬する構造の自動車をいう。
- 28 路線バス …………… 道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する専ら人を運搬する大型自動車及び中型自動車をいう。

- 29 通学通園バス …………… 法第71条2号の3に規定する小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する大型自動車及び中型自動車又は中学校、高等学校等に通う生徒を運送するために使用する大型自動車及び中型自動車(いわゆるスクールバス)をいう。
- 30 通 勤 バス …………… 一般の会社・事業所等で、入社・退社に際し、従業員を運送するために使用する大型自動車及び中型自動車をいう。(作業現場に赴く場合の運送を除く。)
- 31 タクシー …………… 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち、いわゆるハイヤーを除いたものをいう。
- 32 ハイヤー …………… タクシー業務適正化特別措置法第2条第2項の規定するものをいう。
- 33 指 定 車 …………… 法第4条第2項の規定により、青森県公安委員会が青森県道路交通規則第4条に基づき指定した車両をいう。
- 34 許 可 車 …………… 法第8条第2項の規定により、警察署長が青森県道路交通規則第8条・第9条に基づき許可した車両をいう。
- 35 患者搬送車両 …………… 病院等の医療、治療施設に通う歩行困難な状態の者を送迎するために使用する車両をいう。
- 36 道 路 維 持 車 …………… 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、道路維持作業及び道路管理業務に従事中的車両をいう。
- 37 けん引 ① …………… 道路交通法施行令第12条第1項第1号の規定の適用を受ける場合の自動車(緊急自動車を除く。)をいう。
- 38 けん引 ② …………… 道路交通法施行令第12条第1項第2号の規定の適用を受ける場合の自動車(緊急自動車を除く。)をいう。
- 39 けん引 ③ …………… 道路交通法施行令第12条第2項の規定の適用を受ける場合の原動機付自転車及び自動二輪車(緊急自動車を除く。)をいう。
- 40 集 中 …………… 地域制御式信号機をいう。
- 41 全 感 …………… 全感應式信号機をいう。
- 42 半 感 …………… 半感應式信号機をいう。
- 43 定 周 …………… 定周期式信号機をいう。

- 44 プ ロ …………… プログラム多段式信号機をいう。
- 45 押 ボ …………… 押ボタン式信号機をいう。
- 46 一 灯 点 滅 …………… 一灯点滅式信号機をいう。
- 47 バ ス 感 …………… バス感知式信号機をいう。
- 48 列 車 …………… 列車感知式信号機をいう。
- 49 夜 半 …………… 閑散時(夜間)半感応式信号機をいう。
- 50 夜 押 …………… 閑散時(夜間)押ボタン式信号機をいう。
- 51 点 滅 …………… 点滅信号機をいう。(赤色一灯点滅)
- 52 ト ン ネ ル …………… トンネル用防災信号機をいう。
- 53 休 日 …………… 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日、法律第178号)第3条第1項から第3項に規定する休日
をいう。
- 54 高速自動車国道等 …………… 高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道、及び道路法第48条の2で指定する自動車専
用道路をいう。

第1関係
別表第1

車両の一方通行を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

第1関係
別表第1

車両の一方通行を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

車両の一方通行を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び 番号	備考

第1関係
別表第1

車両の一方通行を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び 番号	備考

第1関係
別表第2

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第1関係
別表第2

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第1関係
別表第2

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

第1関係
別表第3

車両の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

第1関係
別表第3

車両の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び番号	備考

車両の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び番号	備考

車両の一時停止を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指定場所	意思決定の 月日及び番号	備考

第1関係
別表第5

車両の駐車禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

車両の駐車禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

第1関係
別表第5

車両の駐車禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

第1関係
別表第5

車両の駐車禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

第1関係
別表第6

警笛鳴らせを指定する場所又は区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定場所(区間)	距離 (メートル)	意思決定の月 日及び番号	備考

第1関係
別表第7

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(大型等)を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	時間	意思決定 の月日及び 番号

第1関係
別表第8

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(特定原付、自転車及び歩行者用道路)を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離(メートル)	対象車両	時間	意思決定の月日及び番号

第1関係
別表第9

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(歩行者用道路)を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	時間	意思決定 の月日及 び番号

第1関係
別表第10

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(高さ制限)を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	時間	意思決定 の月日及び 番号

車両の指定方向外進行禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番号	備考
						設置標識		

第1関係
別表第12

一方通行規制に関連して車両の指定方向外進行禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番号	備考
						設置標識		

大型等通行禁止規制に関連して車両の指定方向外進行禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番 号	備考
						設置標識		

第1関係
別表第14

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(特定原付、自転車及び歩行者用道路)を
指定する区間に関連して車両の指定方向外進行禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番号	備考
						設置標識		

第1関係
別表第15

車両(緊急自動車を除く。)の通行禁止(歩行者用道路)を指定する区間に関連して車両の指定方向外進行禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番 号	備考
						設置標識		

歩行者等横断禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	距 離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

車両の転回禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

車両の転回禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

車両の転回禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備 考

車両の転回禁止を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備 考

車両の転回禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	時間

車両の転回禁止を指定する場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	時間

車両の転回禁止を指定する場所

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備 考

車両の転回禁止を指定する場所

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備 考

車両通行帯を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	通行帯の数	意思決定の 月日及び番 号	備考

バス専用通行帯を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	期間及び時間

バス専用通行帯を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	期間及び時間

バス専用通行帯を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号

バス専用通行帯を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号

バス優先通行帯を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	期間及び時間

バス優先通行帯を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	期間及び時間

バス優先通行帯を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号

バス優先通行帯を指定する区間

警察署管内

意思決定の月 日及び番号

第1関係
別表第22

車両の追越し禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

路側帯を指定する区間 (駐停車禁止)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	種別	設置区分	距離 (メートル)

路側帯を指定する区間 (駐停車禁止)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	種別	設置区分	距離 (メートル)

路側帯を指定する区間 (駐停車禁止)

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

路側帯を指定する区間 (駐停車禁止)

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

路側帯を指定する区間 (歩行者用)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	種別	設置区分	距離 (メートル)

路側帯を指定する区間 (歩行者用)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	種別	設置区分	距離 (メートル)

路側帯を指定する区間 （ 歩行者用 ）

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

路側帯を指定する区間 (歩行者用)

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

車両の停車及び駐車禁止を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間	意思決定の 月日及び番 号	備考

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行可を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	歩道 幅員 (メートル)	距離 (メートル)

第1関係
別表第26

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行可を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	歩道 幅員 (メートル)	距離 (メートル)

第1関係
別表第26

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行可を指定する区間

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行部分を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	通行部分 幅員 (メートル)	距離 (メートル)

第1関係
別表第27

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行部分を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	通行部分 幅員 (メートル)	距離 (メートル)

第1関係
別表第27

特例特定原付及び普通自転車の歩道通行部分を指定する区間

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

横断歩道の設置を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	交差点等の通称名

横断歩道の設置を指定する場所

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

横断歩道の設置を指定する場所

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

自転車横断帯の設置を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	交差点等の通称名	意思決定 の月日 及び番号	備考

普通自転車専用通行帯を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	通行帯 の幅員 (メートル)	距離 (メートル)	意思決定 の月日 及び番号	備考

駐車可の区間及び駐車方法の指定(平行・直角・斜め駐車)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	駐車方法	日時	対象

駐車可の区間及び駐車方法の指定(平行・直角・斜め駐車)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	駐車方法	日時	対象

駐車可の区間及び駐車方法の指定(平行・直角・斜め駐車)

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

駐車可の区間及び駐車方法の指定(平行・直角・斜め駐車)

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

時間制限駐車区間の指定

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	駐車方法	駐車時間

時間制限駐車区間の指定

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	駐車方法	駐車時間

時間制限駐車区間の指定

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備考

時間制限駐車区間の指定

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備考

停車可の区間の指定

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	停車方法	日時	対象

停車可の区間の指定

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	停車方法	日時	対象

停車可の区間の指定

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

停車可の区間の指定

警察署管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

踏切道の車両通行禁止を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道 路 名	鉄道線路名 及び 踏切道名	指 定 場 所	対 象 車 両	距 離 (メートル)

第1関係
別表第34

踏切道の車両通行禁止を指定する場所

警察署管内

第1関係
別表第34

踏切道の車両通行禁止を指定する場所

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

第1関係
別表第34

踏切道の車両通行禁止を指定する場所

警察署管内

車両の進行方向別通行区分を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	車線区分	進行方向	対象車両	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日及 び番号

車両の進路変更禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	指定距離 (メートル)	対象車両	意思決定 の月日 及び番号	備考

一般原動機付自転車の右折方法(小回り)を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	意思決定の月 日及び番号	備 考	
				交差点名称等	流入通行帯数及び 流入方向

第1関係
別表第39

車両の駐車禁止を指定する区域
〇〇市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域内の道路

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	時間	意思決定の月 日及び番号	備考

第1関係
別表第40

車両の最高速度を指定する区域
 ○○市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域の道路(ただし、これと異なる速度規制をされた道路を除く。)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	時間

第1関係
別表第40

車両の最高速度を指定する区域

〇〇市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域の道路(ただし、これと異なる速度規制をされた道路を除く。)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	時間

第1関係
別表第40

車両の最高速度を指定する区域

〇〇市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域の道路(ただし、これと異なる速度規制をされた道路を除く。)

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備考

第1関係
別表第40

車両の最高速度を指定する区域

〇〇市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域の道路(ただし、これと異なる速度規制をされた道路を除く。)

警察署管内

意思決定の月 日及び番号	備考

第1関係
別表第41

道路の中央線変移を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	距 離 (メートル)	時 間	意思決定 の月日 及び番号	備考

歩行者等の通行禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

第1関係
別表第43

歩行者等・軽車両等の通行禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

歩行者等・特定原付及び自転車の通行禁止を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

斜め横断の横断歩道の設置を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	交差点等の通称名	意思決定 の月日 及び番号	備考

車両の停止禁止部分を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	意思決定 の月日 及び番号	備 考

第1関係
別表第47

車両の交差点における右左折の方法を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	指 定 方 法	交差点名	対象車両	意思決定 の月日 及び番号

第1関係
別表第47

車両の交差点における右左折の方法を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	指 定 方 法	交差点名	対象車両	意思決定 の月日 及び番号

第1関係
別表第47

車両の交差点における右左折の方法を指定する場所

警察署管内

備 考

第1関係
別表第47

車両の交差点における右左折の方法を指定する場所

警察署管内

備 考

第1関係
別表第48

車両の通行禁止(歩行者用道路を除く。)を指定する区域
〇〇市町村のうち、次の地名地番によって囲まれた区域内の道路

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	対象 車両	時間	意思決定 の月日 及び番号

優先道路を指定する区間

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	車線幅員 優先 非優先	意思決定の 月日及び番 号	備考

第1関係
別表第50

前方優先道路を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	対象道路

第1関係
別表第50

前方優先道路を指定する場所

警察署管内

--	--	--	--

第1関係
別表第50

前方優先道路を指定する場所

警察署管内

意思決定 の月日 及び番号	備考

第1関係
別表第50

前方優先道路を指定する場所

警察署管内

--	--

車両の進行方向を指定する区間又は場所

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間(場所)	車線区分	進行方向	対象車両	関連規制	時間	意思決定の 月日及び番号

車両が停止する位置を指定する場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 場 所	指 定 方 法	対象車両	意思決定 の月日 及び番号	備 考

第1関係
別表第53

高齢運転者等標章自動車駐車可を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間	設置区分	意思決定 の月日 及び番号	備考

車両の駐車可を指定する区間

警察署管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	対象車両	距離 (メートル)	時間	意思決定 の月日 及び番号	備考

第1関係
別表第55

環状の交差点における右回り通行を定める場所

警察署管内

一連 番号	道路名	指定場所	交差点名	対象車両	意思決定の 月日及び番号	備考

第2関係
別表第1

踏切道の車両通行禁止を指定する場所(一定期間)

警察署管内

第2関係
別表第1

踏切道の車両通行禁止を指定する場所(一定期間)

警察署管内

意思決定の月日及び番号	備考

第2関係
別表第1

踏切道の車両通行禁止を指定する場所(一定期間)

警察署管内

第2関係
別表第2

車両の一方通行を指定する区間(一定期間)

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

第2関係
別表第2

車両の一方通行を指定する区間(一定期間)

警察署管内

一連 番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

第2関係
別表第2

車両の一方通行を指定する区間(一定期間)

警察署管内

意思決定の 月日及び 番号	備考

第2関係
別表第2

車両の一方通行を指定する区間(一定期間)

警察署管内

意思決定の 月日及び 番号	備考

第2関係
別表第3

車両の通行禁止を指定する区間(一定期間)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	期間及び時間	意思決定 の月日及 び番号

車両の指定方向外進行禁止を指定する場所(一定期間)

警察署管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	期間及び時間	設置標識	意思決定の月日及び番号

第2関係
別表第5

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル・一定期間）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第2関係
別表第5

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル・一定期間）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第2関係
別表第5

車両の最高速度を指定する区間（〇キロメートル・一定期間）

警察署管内

期間及び 時間	意思決定の 月日及び番 号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（40キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

別表第2

車両の最高速度を指定する区間 (50キロメートル)

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番 号

別表第2

車両の最高速度を指定する区間（50キロメートル）

警察署管内

時間	意思決定の 月日及び番号

第2関係
別表第6

車両の駐車禁止を指定する区間(一定期間)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	期間及び 時間	意思決定の 月日及び番 号

第2関係
別表第6

車両の駐車禁止を指定する区間(一定期間)

警察署管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	期間及び 時間	意思決定の 月日及び番 号

第2関係
別表第6

車両の駐車禁止を指定する区間(一定期間)

警察署管内

備考

第2関係
別表第6

車両の駐車禁止を指定する区間(一定期間)

警察署管内

備考

第3関係
別表第1

自動車の一方通行を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

第3関係
別表第1

自動車の一方通行を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	禁止方向	対象車両	距離 (メートル)	時間

自動車の一方通行を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

自動車の一方通行を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

意思決定の 月日及び番 号	備考

第3関係
別表第2

自動車の最高速度を指定する区間（高速自動車国道等・〇〇キロメートル）

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第3関係
別表第2

自動車の最高速度を指定する区間（高速自動車国道等・〇〇キロメートル）

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	最高速度 (km/h) 対象車両	距離 (メートル)

第3関係
別表第2

自動車の最高速度を指定する区間（高速自動車国道等・〇〇キロメートル）

署・隊管内

時間	意思決定の 月日及び番号

第3関係
別表第3

自動車の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

第3関係
別表第3

自動車の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	時間

第3関係
別表第3

自動車の追越しのための右側部分のみ出し通行禁止を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

意思決定の 月日及び番号	備考

第3関係
別表第5

自動車の指定方向外進行禁止を指定する場所(高速自動車国道等・右折禁止)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番 号	備考
						設置標識		

第3関係
別表第6

自動車の指定方向外進行禁止を指定する場所(高速自動車国道等・左折禁止)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番 号	備考
						設置標識		

第3関係
別表第7

自動車の指定方向外進行禁止を指定する場所(高速自動車国道等・右左折禁止)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定場所	禁止方向	対象車両	時間	禁止種別	意思決定の 月日及び番 号	備考
						設置標識		

第3関係
別表第8

自動車の追越し禁止を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連 番号	道路名	指 定 区 間	距 離 (メートル)	時 間	意思決定 の月日 及び番号	備考

第3関係
別表第9

自動車の通行禁止を指定する区間(高速自動車国道等)

署・隊管内

一連番号	道路名	指定区間	距離 (メートル)	対象車両	時間	意思決定 の月日及 び番号

その他の信号機の設置場所

警察署管内

一連番号	道路名	設置場所	通称名 (交差点名)	意思決定の月 日及び番号	備考